

日本フットケア・足病医学会関西地方会会則

2015年7月12日制定

第1章 総則

第1条 本会は日本フットケア・足病医学会関西地方会（以下、本会）と称し、所在地を東京都新宿区に置く。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、関西地方（大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県）における下肢救済（Limb Salvage）および足病治療・ケアに関わる多職種・業界が結集して、教育、研究、技術の向上や標準化を図り、当該分野における医療・ケアを確立し、これを普及させ患者のQOL向上に貢献することを目的とする。

第3条 本会は前述の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会、講演会および講習会などの開催
2. 他の地方会や内外の関連団体との連絡および連携
3. 必要なその他の事項

第3章 会員

第4条 本会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 医療に従事する者、および医学研究者
2. 賛助会員 本会の目的や事業に賛助する個人および企業の代表者

第5条 地方会の会員は本部学会の正会員（賛助会員を除く）で、関西地区で勤務するものとする。資格等については本部学会会則定款に準じるものとする。

第6条 会員資格の喪失は次の各項に当たる場合とする。

1. 退会
2. 死亡
3. 除名

第4章 役員

第7条 本会には若干名の世話人とその中から代表世話人、会長、監事、事務局幹事を置く。

第8条 世話人会において互選により代表世話人、会長、監事および事務局幹事を選出する。

第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

第10条 会長の任期は、前年学術集会終了後から翌年の学術集会終了時までの1年とする。

第5章 会議

第11条 本会の会議は次の通りとする。

1. 世話人会
2. 評議員会
3. 学術集会
4. その他：講演会、講習会など

第12条 代表世話人は毎年1回以上、世話人会ならびに評議員会を開催し、議長として会を運営する。

第13条 会長はその年の学術集会を開催する。

第14条 正会員、賛助会員は学術集会に参加し、発表することができる。

第6章 会計

第15条 本会の会計は年会費ならびに事業を伴う収支をもって行う。

第16条 会計は毎年1回、評議員会の承認を得る。

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第7章 会則の変更

第19条 本会の会則は評議員会の承認を得て改定することができる。

附則

第20条 本会会則は2015年7月12日より実施する。

第21条 2021年11月6日に承認された会計年度期間の変更にともない、2021年度は調整年度とし2021年1月1日から2022年3月31日までの15カ月とする。

会則施行細則

(会員)

第1条 学術集会、講習会等における企業展示は、関西地方会賛助会員および日本フットケア・足病医学会賛助会員を優先とする。

(会費)

第2条 正会員は本部学会の正会員とし入会金・年会費を徴収しないものとする。

第3条 賛助会員の年会費は20,000円とする。

第4条 年会費とは別に、学術集会、講習会などにおいては、その都度、参加費を徴収する。

第5条 当面は設立発起人を役員に任じて世話人会を構成するが、将来的には選挙などで選任することを視野におく。

2019年11月12日 改定

2021年11月6日改定